

鳥取県告示第620号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト米子店
米子市新開二丁目1321-1、1322-1、1322-2、1323、1325-1、1326-4、1327-2、1327-3、
1327-4、1328、1329及び1330-1
- 2 承継により変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
変更前 株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田 清一郎
福井県福井市順化二丁目26-23
変更後 株式会社サンキュー 代表取締役 柴田 清一郎
福井県福井市新保町2-3
- 3 承継があった年月日
平成23年9月1日
- 4 承継の理由
株式会社サンキューが、権利義務の全部を承継し、存続するため
- 5 承継に係る店舗面積
2,260平方メートル
- 6 届出年月日
平成23年10月7日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成23年11月4日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課